

「重大インシデントに関する機長報告の処理要領」の改正に関する
パブリックコメントの結果について

令和8年9月 25 日
国土交通省航空局

国土交通省では、令和8年7月31日（金）から令和8年8月31日（月）までの期間において、「重大インシデントに関する機長報告の処理要領」の改正に関する意見の募集を行いました。

その結果、本件に関して、提出意見数6件（提出者数5名）の御意見を頂きました。

頂いた御意見の概要及びそれに対する国土交通省の考え方は別紙のとおりです。なお、とりまとめの都合上、適宜整理させていただいております。また、本件に直接関係が無かった御意見についても、今後の施策の推進にあたって参考にさせていただきます。

今回の意見募集にあたり、貴重な御意見をお寄せいただき、厚く御礼申し上げますとともに、今後とも国土交通行政の推進にご協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

	御意見の概要	御意見に対する国土交通省の考え方	案の修正の有無
1	重大インシデントの報告対象を見直し、安全上の影響がないことが確認された事態を除外する方向性には賛成するが、除外要件の判断基準を明確化し、追加の照会や説明資料の提出等による過度な事務負担が生じない簡素な運用とすべきである。また、津波警報等に伴う避難を目的とした離陸、回転翼航空機の所定の場所からの離着陸及び予防的着陸については、新たな手続や過度な審査を伴わない運用とするとともに、緊急時の対応を妨げない制度とすべきである。	本改正は、航空機の航行の安全や地上又は水上の人若しくは物件の安全に影響を及ぼさなかったことが確認された事態について、重大インシデントとは取り扱わないことを明らかにし、報告制度の合理化を図るものです。ご指摘の判断基準や運用の明確化については、関係規定及び具体的事例に基づき適切に運用して参ります。 なお、津波警報又は大津波警報発表時の避難を目的とした離陸、回転翼航空機の離着陸及び予防的着陸に係る取扱いについては、航空安全の確保及び現場における適切な判断を両立できるような制度を運用して参ります。	無
2	軽微・軽量の物件であっても、落下高度、飛行速度、形状等によっては重大な人身・物的被害を生じる可能性があることから、「軽微な物件」の除外規定は設けず、落下物については全て報告対象とすべきである。また、除外規定を設ける場合は、有害性のない粉体・液体に限るなど限定的なものとすべきである。	今般のつり下げ物件の落下又は投下に係る改正については、現在、重大インシデントとして取り扱っている事態のうち、事故が発生するおそれがないことが確認された事態を重大インシデントの対象から除外する事と併せて、航空法第111条の4に基づく安全上の支障を及ぼす事態の報告対象として整理することとしております。軽微な物件の取扱いを含め、報告対象の範囲については、制度の趣旨及び安全上のリスクを踏まえ設定しているところであり、原案のとおりとさせていただきます。	無
3	軽微又は危険性が低いとされる物件であっても、落下場所や状況によっては人身・物的被害を生じる可能性があることから、つり下げ物件の落下又は緊急投下については、除外対象を限定するとともに、「事故が発生するおそれがないことが確認された事態」の判断基準及び第三者への影響の有無に関する考え方を明確化すべきである。	「事故が発生するおそれがないことが確認された事態」については、ご意見を踏まえ、規定の整理を行ないました。 事故が発生するおそれへの該当性については、発生場所、周辺環境、地上又は水上の人若しくは物件への影響の有無等を踏まえ、個別の事案ごとに判断することとしております。	有

4	重大インシデントの報告対象から除外された事態についても、航空安全情報自発報告制度(VOICES)や安全管理システム(SMS)等を通じて、安全情報の収集、記録、分析及び共有を継続的に実施できる仕組みを整備すべきである。	航空の安全の確保を図るため、航空法第 111 条の 4 に基づく報告や航空安全情報自発報告制度(VOICES)等を通じた安全情報の収集及び活用は重要であると認識しております。 今般のつり下げ物件の落下又は投下に係る改正については、現在、重大インシデントとして取り扱っている事態のうち、事故が発生するおそれがないことが確認された事態を重大インシデントの対象から除外する事と併せて、航空法第 111 条の 4 に基づく安全上の支障を及ぼす事態の報告対象として整理することとしております。 いただいたご意見も踏まえ、今後も適切に安全情報の収集等を行って参ります。	無
5	本改正について、EBPM(証拠に基づく政策立案)の観点から、成果目標及び効果検証指標(KPI)が設定されていない理由を明らかにするとともに、成果指標、基準値、目標値、達成期限等を設定し、公表すべきである。また、関係機関との連携や DX・AI 活用についても検討するとともに、外国政府等が関与する事案についても適切な報告及び情報共有を確保し、制度運用の透明性を確保すべきである。	本改正は、重大インシデントとは取り扱わない事態を明らかにし、報告制度の合理化を図るものです。 航空の安全については、航空安全プログラムにおいて安全目標を設定するとともに、関係機関等との連携や DX 等の検討を進めることで、適切な情報収集・分析等を行い、安全の向上に取り組んでいます。また、外国政府等が関与する事案についても、関係法令等に基づき適切に対応して参ります。	無
6	改正内容の社内規程への反映や教育訓練等の準備期間を確保するため、公布から施行まで十分な周知・移行期間を設けるべきである。	適用時期については、改正内容及び事業者への影響等を総合的に勘案して定めることとしております。	無